

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青谷福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、法人が定める委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程でいう「役員等」とは、次のとおりとする。

- (1) 役員(理事長、常務理事、理事、監事)
- (2) 評議員
- (3) 法人が定める委員(評議員選任委員、苦情解決第三者委員)

(報酬)

第 3 条 常勤の役員に対する報酬等の額は、定款第 21 条によるものとし、次の各号に掲げる報酬等を別表1に定める区分の範囲内で支給する。

- (1) 役員報酬(月額)
- (2) 賞与

- 2 役員等に対する報酬は、別表1に定める額を基準とし、その勤務形態及び実態に応じて支給する。
- 3 理事長または常務理事以外の理事が、法人の運営に必要な活動に従事する場合、前項に定める額を基準として、報酬を支給することができる。
- 4 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人運営にかかる監査業務にあたった場合は、別表1に定める額を報酬として支給する。
- 5 役員等が、理事会、評議員会等に出席した場合、別表1に定める額を報酬として支給する。
- 6 職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、法人業務のため県外に出張した場合の費用弁償は、別途定める社会福祉法人青谷福祉会旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬等は、青谷福祉会従事職員の給与規程第 26 条に準ずる。
- (2) 第 3 条 4 項及び 5 項の報酬は、当該役員等が指定する金融機関の預金口座へ振込により支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その勤務実績に応じた日割り計算とする。

4 3項により、計算金額に端数が生じた場合は、1円未満の端数については切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表1(第3条)

役職名	報酬額	賞与
理 事 長	月額 600,000 円以内	報酬の 4 か月以内
常務理事	月額 350,000 円以内	報酬の 4 か月以内
監 事	監査業務 10,000 円 会議出席 5,000 円	支給しない
理事・評議員等	会議等出席 5,000 円	支給しない